

第四十六回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第十三号

昭和三十一年六月十九日(金曜日)

午後一時三十九分開議

出席委員

委員長 小泉 純也君

理事青木 正君 理事岡崎 英城君

理事飯谷 忠男君 理事渡海元三郎君

理事加賀田 進君 理事島上善五郎君

理事細 和君

宇野 宗佑君 押谷 富三君

鎌治 良作君 久保田円次君

篠田 弘作君 長谷川 峻君

大柴 滋夫君 堀 昌雄君

山中日露史君 山下 策二君

出席國務大臣

自治 大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

自治事務官 長野 士郎君

(選挙局長)

六月十八日

公職選挙法の一部改正に関する諸願

(中垣國男君紹介(第四四〇四号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

閉会中審査に関する件

公職選挙法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一四三三号)

○小泉委員長 これより会議を開きます。

この際、先ほどの理事会の協議のとおり、内閣提出第一四三三号、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本案の審査に関し、選挙区に関する小委員会が設置せられておりますの

で、この際、小委員長より小委員会の経過につき、報告を聴取することといたします。選挙区に関する小委員長青木正君。

○青木委員 この際、選挙区に関する小委員会の審議の経過につきまして御報告申し上げます。

本小委員会は、四月二十二日設置されて以来、小委員のほか、常時委員長及び民主社会党委員の出席を得まして、小委員会あるいは小委員懇談会を数次にわたり開会し、本日まで慎重に審査を続けてまいりました。特に八人区、六人区につきましては、その区の人口、沿革、域地的形態、行政、教育関係、さらにまた将来の人口移動等の見通しにつき検討し、なかなか八人区につきましてもはヘリコプターによる空中からの視察を含めました現地調査を行なう等、あらゆる角度から慎重なる審査を進めて検討してまいりました次第でございます。

かくして、本日、本小委員会において、六人区並びに八人区については、東京都千代田区、港区、新宿区をもつて東京都第一区とし、議員数は三人。中央区、文京区、台東区をもつて東京都第八区とし、議員数は三人。豊島区、練馬区をもつて東京都第五区とし、議員数は三人。北区、板橋区をもつて東京都第九区とし、議員数は三人。墨田区、江東区、荒川区をもつて東京都第六区とし、議員数は四人。足立区、葛飾区、江戸川区をもつて東京都第十区とし、議員数は四人。名古屋千種区、東区、北区、西区、中村

区、中区、守山区をもつて愛知県第一区とし、議員数は三人。昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、緑区をもつて愛知県第六区とし、議員数は三人。大津市、西成区、大正区、浪速区、住吉区、西成区をもつて大阪府第一区とし、議員数は三人。天王寺区、南区、生野区、阿倍野区、東住吉区をもつて大阪府第六区とし、議員数は三人とすべきものであるとの結論に達した次第であります。

以上、簡単ではありますが御報告を申し上げます。

○小泉委員長 以上で小委員長の報告は終わりました。

○小泉委員長 ただいま委員長の手元に青木正君及び細和君より本案に対する修正案が提出されました。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第五項から第七項までの改正に関する部分中「第十一項」を「第十二項」に、「第十項」を「第十一項」に、「次の三項」を「次の四項」に改め、附則第七項の改正規定を次のように改める。

7 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる選挙区は、それぞれ当該下欄に掲げる選挙区に分割し、当該選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

愛知県		東京都	
第一区	名古屋市	第一区	千代田区、中央区、港区、南区、緑区
第六区		第五区	板橋区、豊島区、文京区、台東区
		第六区	荒川区、墨田区、江東区、葛飾区、足立区、江戸川区
		第十区	江東区、葛飾区、足立区、江戸川区
大阪府		東京都	
第一区	天王寺区、浪速区、大正区、西成区、住吉区、東住吉区、阿倍野区、生野区、西成区、天王寺区	第一区	千代田区、中央区、港区、南区、緑区
第六区		第五区	板橋区、豊島区、文京区、台東区
		第六区	荒川区、墨田区、江東区、葛飾区、足立区、江戸川区
		第十区	江東区、葛飾区、足立区、江戸川区
		第九区	板橋区、豊島区、文京区、台東区
		第八区	荒川区、墨田区、江東区、葛飾区、足立区、江戸川区
		第七区	板橋区、豊島区、文京区、台東区
		第六区	荒川区、墨田区、江東区、葛飾区、足立区、江戸川区
		第五区	板橋区、豊島区、文京区、台東区
		第四区	荒川区、墨田区、江東区、葛飾区、足立区、江戸川区
		第三区	板橋区、豊島区、文京区、台東区
		第二区	荒川区、墨田区、江東区、葛飾区、足立区、江戸川区
		第一区	千代田区、中央区、港区、南区、緑区

附則第九項の改正規定を附則第十項とし、附則第八項の改正規定を附則第九項とし、附則第七項の改正規定の次に次の一項を加える。

8 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる各選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

東京都	
第二区	五人
第三区	四人
第四区	五人
神奈川県	
第一区	五人
大阪府	
第二区	五人
第五区	四人
兵庫県	
第一区	四人

○小泉委員長 この際、提出者よりその趣旨の説明を聴取いたします。青木正君。

○青木委員 私は、自由民主党及び日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

本年三月二十四日、政府は、選挙制度審議会の答申の趣旨に基づき、衆議院議員の総定数及び各選挙区において選挙すべき定数については是正を行なうため、公職選挙法の一部を改正する法律案を本院に提出したのであります。

この法律案によりますと、十二選挙区にわたって十九名の議員定数が増加することとなるのでありますが、このうち東京都第一区、第五区、第六区、愛知県第一区、大阪府第一区の一選挙区については、その定数が六人ないし八人となることとなっているのであります。

申すまでもなく、選挙区制度にとつて、最も重要な、かつ、欠くべからざる基本要件は、すべての選挙区を通じて、各選挙区は平等であることとたてまえのもとに、一定の原理ないし原則で一貫されていることとあります。

ひるがえつて、わが国の現行の衆議院議員の選挙区制度を見ますと、大正十四年の普選実施以来、一選挙区につき、その議員定数を最低三人最高五人を配当するといういわゆる中選挙区制度を採用しているところであつて、この制度自体の是非については、根本的な議論の余地はあるといつたとしても、中選挙区制を維持する以上は、選挙区配当定数を三人ないし五人とすべきものであつて、この法律案のごとき、大都市を中心として六人区ないし八人区というような例外を認めることは、中選挙区制のたてまえをくずすことになり、妥当ではないことは言うまでもないところであります。のみならず、この間の事情について、政府にたゞしませんでしたところ、政府の真意は、国会の審議の過程において十分検討の上、中選挙区原則を維持するために、六人区以上の区については分割するよう修正されたこととあります。

よつて、当委員会は、選挙区に関する小委員会を設け、前後六回にわたる審議を続けたのでありますが、その過程

において種々の参考案を検討し、今回ようやく成案を得るに至りました。

選挙区の分割に当たっては、一、分割により設定される各選挙区の人口及び将来人口が、それぞれなるべく均衡のとれたものとなるようにすること、二、行政区画を尊重し、この区域を分割することとならないようにすること、三、分割後の選挙区の地域が、それぞれ、地勢、交通、産業、行政的沿革等諸般の事情を考慮して合理的なものとなるように定めること、四、分割後の選挙区の地域が、それぞれ、いわゆる拠点を中心として地域的なまとまりを示すこととなる等社会的、経済的観点からも地域の一体性を保持することとなるよう配慮すること等の諸原則を基本とし、かつ、地域の特殊性を勘案して分割いたしましたのであります。

以下、各選挙区の分割について特に留意した事項について申し上げます。東京都第一区については、それぞれ議員定数三名の選挙区に分割することとしたしておりますが、分割にあつては、特に人口の均衡をはかることとあわせて行政的沿革、産業等の事情を考慮して定めたのであります。

東京都第五区については、それぞれ議員定数三名の選挙区に分割することとしたしておりますが、分割にあつては、特に人口の均衡をはかることとあわせて行政的沿革、産業等の事情を考慮して定めたのであります。

東京都第六区については、それぞれ議員定数四名の選挙区に分割することとしたのであります。分割にあつては、人口を基準として行なうことも種々検討したのでありますが、こ

の際には、荒川放水路がこの区を縦断し、自然の大きな境界線をなしているという地理的事情に重点を置くことと、行政的沿革、社会的、経済的一体的な事情をも考慮して定めたのであります。

愛知県第一区については、それぞれ議員定数三名の選挙区に分割いたしましたのでありますが、将来人口の推移により均衡を確保し得るとの見通しのもとに、地勢、交通、産業、行政的沿革等の事情と、南北各地域の一体性を考慮して定めたのであります。

大阪府第一区については、それぞれ議員定数三名の選挙区に分割いたしましたのでありますが、人口の均衡をはかることと、同地域の二つの拠点を中心とする交通、社会的、経済的一体的な事情を考慮して定めたのであります。

なお、分割後の各選挙区の名称については、改正されない選挙区の名称については変更を加えないこととする方針に立ち、現行の各選挙区の編成順位に従い、それぞれその順位により名称を付することとしたのであります。

最後に、修正案は、政府案どおり現行の公職選挙法の別表を改正するものではなく、その附則において、当分の間の措置としてのものであります。これは、議員定数の是正は、本来は、その前提となる選挙区制の根本的検討とあわせて考慮すべきであるとの選挙制度審議会の答申の趣旨にのつたのであります。

以上が修正案の概要であります。何とぞ御賛同の上御可決あらんことをお願い申し上げます。

○小泉委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○小泉委員長 本案及びこれに対する修正案について質疑を許します。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。山下榮二君。

○山下委員 まず最初に、自治大臣に、本法律案の提出の方法について伺いをいたしたいと思うのであります。

提案理由を私は拝見いたしますと、「当分の間、暫定措置として、四百八十六人とする」となっております。これは、院の構成の上から考えましてきわめて重大な問題でございます。この重大な問題が当分の間暫定的措置というような表現で行なわれるということ、これは、一体その理由が那边にあるか、われわれは理解に苦しむのであります。この点について大臣の御所見を伺いたしたいと思います。

○赤澤国務大臣 御案内のとおり区制を根本的に変えるということは容易ならぬ事業でございます。いま御案内のとおり審議会のほうでもいろいろ御検討の過程にあるわけでございます。しかしながら人口のアンバランスはほとんど進んでまいりますので、一つの過渡的な方法として定数は正をやらざるを得なかつた。根本はやはり区制そのものの検討を進めていただき、その節は根本的に別表を改正する日がくると思ひます。ですから答申の中にも「さしあたり」といふことが使つてあります。その別表の改正に至るまでの間定数は正、つまりアンバランスの是正はこれで行なうという御趣旨でござ

でございますので、私どももいたしましては審議会のその考え方を尊重いたしまして、こういう表現を使つたわけでございます。

○山下委員 わが国の衆議院議員の定数が、大正十四年に普通選挙法通過と同時に四百六十六名と規定されたことは御承知のとおりでございます。それ以来今日まで定数の増というものは昭和二十八年奄美大島群島が日本復帰の際、政府は奄美大島群島民に對しまして一日も早く国政参与の機会を与えたいということで、特別区を設けられて選挙が行なわれたことは御承知のとおりでございます。そのときの提案がちょうどいまと同じように、当分の間暫定措置としてという表現で提案に相なり、これは当然過ぎるほど当然の表現であらうと私は想像いたしております。当時の自治担当大臣であつた塚田長官は、来たるべき次の選挙法改正の際にはこれを鹿児島県第三区に併合する旨の答弁を行なわれておるのであります。ところが今回はこれが一人一区として恒久化されたことも御承知のとおりでございます。ところが私は、そういう場合ならいま申し上げるような表現が行なわれると思ひますけれども、十九名の増員というきわめて院の構成に大きな問題のときに、暫定的措置といふことを言われたのでは、いま答申云々とおっしゃいますけれども、これでは納得できがたいのであります。

に「衆議院議員の定数は、四百六十六人とする。」と規定をされておるのであります。十九名ふやすのであるならば、なぜ本法であるこの第四条の衆議院議員の定数を四百八十六名とする、こういうことに改正をされないのか。

私は、附則で院の構成に重大な影響を与へる定員増が改正されるということについては、あまりにも議員というものの定数に對する考え方が極端過ぎるやり方ではなからうか、こう考えるのであります。もつと院の構成、議員の増員といふことには慎重であつてしかるべきである。しかもそのことは本法で改正するのが当然過ぎるほど当然なことではなからうかと思ひるのであります。また一面この文章から解釈をいたしますならば、当分の間暫定措置として十九人ふやすといふことになりまします。そのふえた十九人の人は暫定的當分の間の議員といふことに解釈せざるを得ないのであるからうか。本法にある四百六十六人といふものがほんとうの法律に基づく議員であつて、あとは附則による當分の間の暫定議員といふ、こういう変則な解釈ができるのではないかとこのことをおそれるのであります。これに對しては一体いかうにお考えになつていか承りたいと思ひます。

面では全然同じであると考えておりますので、附則で生まれた議員ということとは出てこないと考えております。

○赤澤国務大臣 附則による議員若干名などといふものができるわけではございませぬので、やはり法律の効果から申しますと本法でも附則でも同じであると考えております。いずれも軽重がない。つまり本法があり、片一方附則があることは、附則は本法に何か劣るがごとき印象を受けるかも知れませんが、私どもとしては効果の面では全然同じであると考えております。

になつてまいることは当然であります。そういういたしますと、これは根本的な改正とほとんど変わらない姿になつてまいるのであります。こういう重大なものに對して政府はなぜ定員増だけを提案をして、区割りでは国会審議の過程で御決定が願ひたいといふことで御提案になつたのであるか、その真意が私にはわからないのであります。申し上げるまでもなく、選挙区ということにつきましても、議員の身分の上になつて重大な關係を持つてまいるのであります。それが議員みずからがみずからの区割りを行なうことはゲリマンダーといふことのそしりを免れないのであります。ことに大臣は、過般來地方議員がお手盛りの歳費の條例を決定するといふことに對して鋭いメスをふるわれて、これは第三者のいわける審議會をつくつて決定すべきである、議員みずから行なうべきではないといふ通達をお出しになつて世間に相当大きな問題を起こしてまいつたことは御承知のとおりであります。そのこと、いまここに行なわれようといはしておりますところの、議員みずからがみずからの利益に關係の深い区割りを行なうといふことを一体いかうにお考えになつておるのでございませうか。私は、かつて赤澤自治大臣が地方議會に對して通達を出されたことはもつともなことであり、きわめて適切な処置をとられたと考へておるのであります。これがあれと考へておられるのであります。これとお考えになりませう。

○赤澤国務大臣 地方議員の報酬のことを持ち出されたわけでございますが、国会は言うまでもなく國權の最高

機關である、これ以上國會を左右する力といふものはないわけでございます。ですから歳費の場合も本来は地方議員の報酬とは全然意味が違つてい

る方があるのでございます。それははなはだ残念であると思ひ次第であります。それはそれはやはり別に、区割りなどの問題もお手盛りといへば見方によつては言えるかも知れませんが、しかしながら本来、おそらく山下委員がおっしゃるのは第三者機關である審議會があくまで割るべきであつたといふことではございませうが、実は割られないままで御答申になりましたので、さてどうすればいいかといふことをいろいろ考へました結果、これをへたにいじりますと、またゲリマンダー的な非難があらちから起つてまいりましますし、一応案は小委員會のほうでも御要求にもなりましたので、自治省としては純粹に、いろいろな議員個々のお立場といふことでなくして、やはり人口のアンバランスのあまりひどい選挙区については地理的にそれから沿革的に、それから人口のぐあいをにらみ合わせまして、実は腹案を持つておりましたものを提示いたしたわけでございます。そこで各党でもつてこれを公平に御審議いただきまして、そして結論が出かつておられるわけでございます。審議の過程でこれを分割するといふことはなかなかやさしいことではありませぬし、各党で意見が違へばこれは成立するはずのないやり方ではございませぬので、だいぶん途中では心配もいたしたわけでありま

であるという点をくみ取っていただきまして、だんだんこれでいいのじゃないかというふうな固まってきたように私は承知いたすわけでございます。なかなか本来やりにくいことでございまして、この過程を通じてギリマンダー的なものが介入していないというところだけはだんだん認めていただいております。山下委員がおっしゃるとおり、審議会が割ってやったのが一番よかったのだと思っております。私もそう思います。しかし今国会でやはりこれをきちんと終末をつけませんと八人区、六人区、こういうものをつくったままで法案を通すわけにままだいりませんし、かといって旧法のままというところにもままだいりませんし、やむを得ない措置としてどうか御了解をお願いいたします。

○山下委員 冒頭にも申し上げましたように、政府の提案の趣旨が当分の間暫定措置ということでございますから、おそろく次に抜本的な基本的な選挙法改正の用意があり、そのお心づもりがあるということをご予想しなければならぬと思っております。そういうことでございまして、いまここで議員みずから自分の利害に關係の深い区割りを行なうということは、政府として当を得た処置ではない。かような提案のやり方というものは、われわれは納得できない政府提案のやり方である。申すまでもなく、いま大臣もおっしゃったように選挙制度審議会から二回にわたって答申が行なわれており、また政府はこれにいろいろの諮問をされておることありますからして、これらの機関で決定して国会に提

出してゐるならば世間も了解し、いかにギリマンダーではない、公平妥当な区割りが行なわれたと、こう言いたしても、地方議員の歳費も明らかであらうと思つてあります。公平な妥当な歳費の決定であつても、議員みずからがきめたものではお手盛り歳費であるといふことはやむを得ないことである。したがって大臣は、これも第三者の審議会等で決定をしてもらいたい、それが額の高低いじやなく、世間を常識的に納得せしめる一つの方法である、こう考えるならば国会における衆議院議員の選挙区割りというものもしかるべくあつて正しいものだ、こういうことが言えると思つてあります。

さらに、私は先ほど青木小委員長の御報告を伺つておりました。日本の選挙制度といふものは大正十四年普通選挙以来中選挙区制といふものにとつて最低三人、最高五人という数字でできている、この慣例に基づいて行なわれたかのように拝聴いたしましたのであります。先ほど申し上げましたように、奄美大島の特別区である一人一区というものを塚田大臣は来たるべき次の改正のときには鹿児島県第三区に併合すると言われたが、今回はこれが恒久化して一人一区ができたのであります。従来の三人ないし五人といういわゆる原則といふのはここでくずれ去つたと申し上げても過言でないものであります。したがいまして、この機会に無理をして区割りをせいで、六人ないし八人という区があつても法律上何らこれに疑義をはさむ余地はないと考えているのであります。さういふ観点におきまして、私は政府の提案そのものに

大きな疑義をはさんでおるのであります。したがいまして政府は今後かような提案のしかたはなさるべきではない、もう少し筋の通つた明快なかつて国会に法案提出をされるべきものであらうと私は考えておるのであります。このことを一応申し上げておきたいと思つてあります。

さらにもう一つここに希望を申し上げておきたいと思つております。選挙制度審議会は引き続き審議会を構成される予定だろふと思つてあります。この審議会は、明年度に行なわれる国勢調査に基づいて、先ほど申し上げましたように、抜本的な選挙制度の改行を行なわれる意図のもとに審議を進めてもらふように答申されるのである。その辺はいかに政府はお考えになつてゐるか、この際伺つておきたいと思つてあります。

○赤澤国務大臣 審議会は固もなく新しい構成メンバーで出発するわけでございますが、将来この審議がいずれの方向に向かつていくかということについては、私は申し上げることは避けたいと思つてあります。いままでの審議の過程でもごらんになつておるとおり、なかなかかきまじり案が出るのではないかと予想されますけれども、私の立場として申し上げることはできませんので、どうかひとつお許し願ひたいと思つてあります。

○山下委員 それでは少し筋が通らないのではないかと私は思つてあります。先ほどから何回も申し上げますように、当分の間暫定措置としてという提案があつた限り、来たるべき次の審議会には、おそろく明年度に行なわれる国勢調査の結果、その人口の分布

状態あるいは日本の民主主義の議會制度のあり方、これらに基づいた抜本的な改正の諮問が行なわれ、それに基づいて政府は基本的な抜本的な改政を行なうという意図を持つておられて、初めて先ほど申し上げた当分の間暫定措置といふことが出てこなければならぬと思つてありますけれども、審議会はつくる予定ではあるが、まだそれに諮問することを自分から申し上げることはできかねる、こういうことでは少し納得がいきにくいと思つております。やはり政府としては一貫した一つの方針のもとに、法律案というものは将来を見通し、現実の実情に即するようには出てくるであらうと思つてあります。ことに選挙法のごときは理想に向かつていかなければならぬ制度でございまして、しかるあつて当然のことであらうと思つてあります。私はいまの大臣のおことは了解ができたのであります。一体どういうわけでしょう。

○赤澤国務大臣 御案内のとおり、一般的な諮問は出ておるわけでございます。ただ、問題になりました資金のこととか、いろいろなことがまだペンディングになつておるわけでございます。こういうたものをいろいろ御審議願つて、抜本的な意見も出していただき、答申もいただかなければならぬ。せんが、同時にやはり区制のことも当然問題になるわけでございます。しかし、それがどういふ方向をたどるか、などというところについては、私としては先ほど申し上げかねると言つたわけでございます。しかしながら暫定措置な

どでなくて抜本的な一つの答申が出ることを私期待はいたしております。

私たちは一つのそういう見解のもとに、この扱いをいたした次第でございます。

○山下委員 それは見解の相違でございますが、非常に気の毒な同胞である沖縄県民というものに対するおもんばかりが非常に足りないと思はるものであります。いま行政権をめぐつてもめていよう、あの気の毒な琉球住民というものに対して一つの希望を与えるような方策をとつていかるべきである、こう思つておるのであります。今後政府としてもひとつよくお考えのほどがいただきたいと思つておられます。

最後に、次の選挙制度審議会は、ぜひ、先ほど申し上げましたような姿で審議会が発足し、抜本的な改廃の方針が定められるよう、この機会にひとつ希望を申し上げまして、私の質問を終わります。

○小泉委員長 以上で質疑は終了いたしました。

○小泉委員長 これより討論に入ります。本案及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、これを許します。山下榮二君。

○山下委員 私は、民主社会党を代表いたしました衆議院議員の十九名の増員に對しましては賛成をいたすものであります。しかし、いま修正をされました区割りについては遺憾ながら賛成いたしかねるのであります。

その理由については、先ほど申し上げましたように、すでに三名ないし

五名という中選挙区の慣例というものは奄美大島の一人一區制度ができたところであつて、ここには六人、八人という区ができて、何ら法律上疑義をはさむ余地のないことは当然であります。

また、こういうかっこうで選挙区というものが区割りを行なわれるというところは、一つの第三党を締め出す結果のようなきらいがあるのであります。はなはだ申しにくいことではございますけれども、自民、社会の両党で話し合ひができて、選挙区割りをやるというところは、自民、社会の一つのゲリマンダーであると断言せざるを得ないのであります。かように考えまして私たちは、どこまでも選挙の区割りには第三者で審議会をつくつて、公平妥当な区割りが行なわれることを期待してやまないのであります。

かような観点からいたしまして、さきに申し上げましたように、自治大臣の、地方議員の報酬に對するお手盛り審議をやめて第三者による審議会を構成して妥協な線決定をしてもいいという通達と同じように、衆議院議員の直接利害関係の深い選挙区割りについては審議会をつくつて、審議会で慎重審議、決定をされて国会に提案されるべきものであるということを信じて疑わないのであります。

かように考えまして、いまここに提案をされた修正案に對しましては、遺憾ながらわが党は賛成できがたいのであります。以上申し上げまして、私の反対の討論を終わります。

○小泉委員長 以上で討論は終局いたしました。

これより採決いたします。まず、青木正君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小泉委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小泉委員長 起立総員。よつて、内閣提出第一四三号、公職選挙法の一部を改正する法律案は、青木正君外一名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

○小泉委員長 ただいま青木正君、畑和君及び山下榮二君より、本案に對し附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

この際、その趣旨の説明を聴取いたします。畑和君。

○畑委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表いたしました。附帯決議の趣旨について御説明を申し上げます。

まず、案文を朗讀いたします。

附帯決議(案)

今回の定数改正は選挙制度審議会の答申により昭和三十五年国勢調査の人口を基準にしているため、四年を経過した今日においては、東京都第六区を始め、既に多くの人口と議員定数のアンバランスを生じている。

よつて政府は、次期国勢調査の結果に基き、更に合理的改訂を検討すべきである。

以上であります。

提案の理由の説明を申し上げますが、ほとんどこれに尽きていゝと思ひます。けれども、われわれが選挙制度審議会の答申によつて今度の改定をいたしましたのは、昭和三十五年の国勢調査の人口をあくまでも基準といたしてありますために、四年の経過がございまして、すでにこの間の衆議院議員選挙のときの人口をもつていたしまして、昭和三十五年度の国勢調査の人口よりもだいぶ移動があるのであります。いわんや次回の国勢調査の人口を基準にいたしますならば、相当のアンバランスになると思ひます。われわれが審議の過程においていろいろ調べました結果によりまして、東京都の六区をはじめといたしまして、すでに多くの人口と議員定数のアンバランスが生じておることは事実でございます。

こういふ観点から、われわれは今般附帯決議をつけて、この附帯決議によつて政府が次期の国勢調査の結果に基づいてさらに合理的な改定を検討すべきであるといふふうになさうとする次第でございます。

どうか賛成のほどをお願いいたします。

○小泉委員長 採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小泉委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、自治大臣より発言を求められておりますので、これを許します。赤澤自治大臣。

○赤澤国務大臣 附帯決議につきましては、御趣旨は私は尊重いたしたいと思ひます。それから修正案につきましては、私も政府でも内閣の了解も得ておりますし、賛成でございます。

○小泉委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小泉委員長 次に、閉会中審査申し出の件についておはかりいたします。

公職選挙法改正に關する件につきまして、閉会中もなお調査を行なうことができませんよう議長に對し閉会中審査の申し出をいたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、閉会中の委員派遣に關しおはかりいたします。

ただいまの閉会中審査申し出案件が付託され、現地調査の必要が生じた際には、委員を派遣し、調査をいたしたいと存じます。

つきましては、派遣委員の人数、期間、派遣地その他所要の手續等につき

ましては、委員長に御一任願っておきたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、この際おはかりいたします。閉会中の理事辞任の件、並びに欠員を生じました際の補欠選任につきましても、委員長に御一任願っておきたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十七分散会